明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

算式

（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）×（1／B）　（α／1.74）×（1／A）、（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）又は（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）×（1／B）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

23　22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.3＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.74）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは０とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.3又は（F×70＋G×650）／（C×1.74）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

［一～四　略］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域及び同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成等規制中核市（宅地造成及び特定盛土等規制法第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する中核市をいう。以下同じ。）、その他の中核市、施行時特例市、別表第三の三に掲げる建築主事設置市（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項又は第二項の規定に基づき建築主事を置く市（特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）をいう。以下同じ。）、同表に掲げる建築基準法第九十七条の二の規定により建築主事を置く市町村（以下「限定特定行政庁設置市町村」という。）及びその他の市町村、都道府県の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「その他の教育費」にあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「生活保護費」にあつては指定都

△

○　○

算式

（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7953）×（1／B）　（α／1.74）×（1／A）、（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7953）又は（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7953）×（1／B）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

22　21　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.5＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.74）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは０とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.5又は（F×70＋G×650）／（C×1.74）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

［一～四　略］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成等規制中核市（宅地造成及び特定盛土等規制法第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域を包括する中核市をいう。以下同じ。）、その他の中核市、施行時特例市、別表第三の三に掲げる建築主事設置市（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項又は第二項の規定に基づき建築主事を置く市（特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）をいう。以下同じ。）、同表に掲げる建築基準法第九十七条の二の規定により建築主事を置く市町村（以下「限定特定行政庁設置市町村」という。）及びその他の市町村、都道府県の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「その他の教育費」にあつては指定都市、中核市及びその他の市（福祉事務所設置町村を含む。）、都道府県の「社会福祉費」にあつて